

## 食品の放射性物質汚染に対する都の対応について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した福島第一原子力発電所の事故を受け、都は食品の安全性を確保するため、国に対して緊急要望を実施したほか、検査等を継続して実施している。

### 1 これまでの主な経緯

3 月 17 日	《国》厚労省が放射能汚染された食品に関する暫定規制値を設定。
3 月 20 日	<p>【都】福祉保健局が都内に流通する農産物（野菜 7 検体）、産業労働局が都内で生産された農畜産物（野菜 4 検体、原乳 1 検体）を検査したところ、1 検体（千葉県産春菊）で暫定規制値を超える放射性ヨウ素を検出。千葉県に違反通報を行い、当該品については食品衛生法に基づく販売禁止の措置が講じられた。</p> <p>【都】国に対する緊急要望（別紙 1）を実施。 国の責任において以下の措置を講ずるよう要請した。</p> <p>①早急に生産地において安全確認を行い、出荷規制の対象地域や品目を決定</p> <p>②国民に対する情報公表を一元化し、相談体制を強化</p>
3 月 21 日	<p>【都】放射能汚染に関する都民向け臨時相談窓口開設。</p> <p>《国》原子力災害対策特別措置法に基づき、福島県他 3 県に対し、初の食品の出荷制限を指示。</p>
3 月 22 日	<p>【都】中央卸売市場は出荷自粛要請等の考え方についてプレス発表。</p> <p>①出荷制限対象地域の対象品目については、受託拒否を行なう等、国の指示に従った必要な対応を行う。</p> <p>②出荷自粛要請については、放射能検査で暫定規制値を超える品目が検出された場合について、該当の市町村における当該品目についてのみ、安全性が確認されるまで、出荷団体及び県に対して、出荷自粛を要請する。</p>
3 月 24 日	<p>【都】都内産農畜産物（野菜 7 検体、原乳 1 検体）を検査したところ 1 検体（試験研究機関で栽培された小松菜で流通せず）から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出したが、農家で生産された流通品は暫定規制値を超えたものはなかった。</p>

3月28日	【都】8都県共同で国に対し農産物の安全性確保等について緊急要望。
3月29日	《国》食品安全委員会は「放射性物質に関する緊急とりまとめ」において、暫定規制値については当分の間維持することが適当である旨を示す。
4月1日	【都】水産物の検査を実施（第一報）。
4月4日	《国》厚労省は暫定規制値を超えた自治体（都を含む）に対し、検査計画を策定するよう通知。また出荷制限等の設定・解除の考え方を公表。
4月5日	《国》厚労省は魚介類に関する暫定規制値を追加。
4月13日	《国》農水省は「中央卸売市場における業務運営について」を一部改正。地方公共団体による出荷自粛の要請がなされた対象地域の対象品目について、卸売業者が受託拒否をする正当な理由になるとの見解を通知し、暫定規制値を超えたが国による出荷制限がなされず地方自治体が出荷自粛要請をした食品についても、受託拒否が可能となった。
4月21日	【都】都内産農産物の計画検査（第一回）を実施。7月にかけて第13回まで実施予定。
4月28日	【都】林産物の検査を実施（第一報）。
5月19日 (3月24日～)	【都】農林水産物等の検査を継続しているが、3月24日以降、暫定規制値を超えたものはない。

## 2 食品の検査結果

- (1) 福祉保健局による検査結果（別紙2）
- (2) 産業労働局による検査結果（別紙3）

## 3 放射性物質のモニタリング検査等の実施状況（参考）

- (1) 福祉保健局健康安全研究センターによる環境中の放射線量調査
  - ・空間放射線量（毎時及び毎日）
  - ・水道水（蛇口）（毎日）
  - ・降下物（塵や雨）（毎日）
- (2) 東京都立産業技術研究センターによる大気浮遊塵中の核反応生成物の測定
  - ・大気浮遊塵に含まれる放射性物質（毎日）
- (3) 水道局による水道水の放射能測定
  - ・浄水場の浄水（毎日）

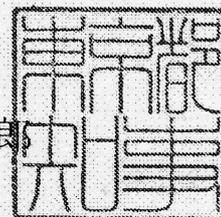
※いずれもホームページで公表



22 福保健食第 2723 号  
平成 23 年 3 月 20 日

内閣総理大臣  
菅 直人 殿

東京都知事  
石原 慎太郎



### 食品の放射能汚染状況の把握及び出荷規制対象地域の 早期設定を求める緊急要望

今般の東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を受け、国は原子力緊急事態宣言を発出した。

以降、周辺環境から放射能が検出される状態が続いているが、福島県産の原乳、茨城県産のほうれん草について両県が検査を行ったところ、暫定規制値を大幅に上回る数値が検出されたことが、3月19日に明らかになった。

しかし、本日時点においても、検査を実施する地域、品目などは自治体の判断に委ねられているのが現状である。

このままでは高濃度に汚染された食品が流通するおそれがあるとともに、流通システムの混乱が危惧される。

こうした緊急事態にあって、食の安全は、国民の生命と健康を守る上での基本であり、国は下記の措置を講じるよう強く求める。

#### 記

1. 早急に、優先的に検査を行うべき地域及び品目を定め、生産地において安全確認を行うとともに、出荷規制の対象地域や品目を決定すること
2. 国民に過度な不安感を与えることや混乱を回避するため、情報公表の一元化を図るとともに、相談体制についても強化すること

## 福祉保健局による検査結果

(3/20 発表資料)

品目	生産地	測定結果【放射能濃度 (Bq/kg)】				
		ヨウ素 131		放射性セシウム		
		暫定規制値	実測値	暫定規制値	実測値	
野菜	ホウレン草	福島県西白河郡矢吹町	2,000	70	500	50以下
	小松菜	福島県西白河郡矢吹町		780		50以下
	ニラ	福島県西白河郡矢吹町		71		50以下
	水菜	茨城県行方市		700		50以下
	白菜	茨城県結城市		50以下		50以下
	春菊	千葉県旭市		<u>4,300</u>		50以下
	ネギ	千葉県山武郡横芝光町		910		50以下

(4月26日 厚生労働省報告)

## 食品の放射性物質検査について

NO	実施主体		産地		農場等採取 流通品	食品 カテゴリ	品目	検査機関	採取日 (購入日)	結果 判明日	厚生省 公表日	結果(Bq/kg)		
	主体	部局	都道府県	市町村								ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
1	東京都	衛生部局	福島県	相馬郡 飯館村	とちく場 採取	肉	牛肉	健康安全 研究セン ター	H23.4.25	H23.4.25	H23.4.26	ND		ND
2	東京都	衛生部局	福島県	双葉郡 葛尾村	とちく場 採取	肉	牛肉	健康安全 研究セン ター	H23.4.26	H23.4.26	H23.4.26	ND		78
3	東京都	衛生部局	福島県	双葉郡 葛尾村	とちく場 採取	肉	牛肉	健康安全 研究セン ター	H23.4.26	H23.4.26	H23.4.26	ND		92

(5月10日 厚生労働省報告)

## 食品の放射性物質検査について

NO	実施主体		産地		農場等採取 流通品	食品 カテゴリ	品目	検査機関	採取日 (購入日)	結果 判明日	厚生省 公表日	結果(Bq/kg)		
	主体	部局	都道府県	市町村								ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
1	東京都	衛生部局	福島県	伊達郡 川俣町	流通品	肉	牛肉	健康安全 研究セン ター	H23.5.10	H23.5.10	H23.5.10	50Bq以下		50Bq以下

(5月13日 厚生労働省報告)

## 食品の放射性物質検査について

NO	実施主体		産地		農場等採取 流通品	食品 カテゴリ	品目	検査機関	採取日 (購入日)	結果 判明日	厚生省 公表日	結果(Bq/kg)		
	主体	部局	都道府県	市町村								ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
1	東京都	衛生部局	福島県	双葉郡 葛尾村	とちく場 採取	肉	牛肉	健康安全 研究セン ター	H23.5.13	H23.5.13	H23.5.13	50Bq以下		50Bq以下

都内産農林水産物等の放射性物質検査結果について

平成23年5月19日 産業労働局

1 農産物の結果

品目	採取場所	採取日時	検査機関	検査結果【放射能濃度 (Bq/kg)】			
				放射性ヨウ素		放射性セシウム	
				暫定規制値	実測値	暫定規制値	実測値
都内農家	ハウレンソウ (露地栽培)	立川市内農家	3月24日 10:20	2,000	1,300	500	108
	コマツナ (露地栽培)	立川市内農家	3月24日 10:20		920		72
	コマツナ (露地栽培)	江戸川区内農家	3月24日 12:00		950		350
	コマツナ (施設栽培)	江戸川区内農家	3月30日 11:00		300		50以下
	コマツナ (施設栽培)	足立区内農家	3月30日 11:00		240		50以下
	コマツナ (施設栽培)	葛飾区内農家	3月30日 11:30		290		50以下
	ハウレンソウ (露地栽培)	練馬区内農家	4月20日 9:00		50以下		50以下
	ハウレンソウ (施設栽培)	東村山市内農家	4月20日 9:00		50以下		50以下
	ハウレンソウ (施設栽培)	清瀬市内農家	4月20日 9:00		50以下		50以下
	コマツナ (施設栽培)	清瀬市内農家	4月20日 9:00		50以下		50以下
	ミズナ (施設栽培)	清瀬市内農家	4月20日 9:00		50以下		50以下
	コマツナ (施設栽培)	東久留米市内農家	4月27日 9:00		50以下		50以下
	ハウレンソウ (施設栽培)	東久留米市内農家	4月27日 9:00		50以下		50以下
	コマツナ (露地栽培)	西東京市内農家	4月27日 9:00		50以下		50以下
	ハウレンソウ (施設栽培)	西東京市内農家	4月27日 9:00		50以下		50以下
	コマツナ (露地栽培)	世田谷区内農家	4月27日 9:00		50以下		50以下
	ハウレンソウ (施設栽培)	三鷹市内農家	5月11日10:00		50以下		50以下
	コマツナ (露地栽培)	小平市内農家	5月11日10:00		50以下		50以下
	ハウレンソウ (露地栽培)	小平市内農家	5月11日10:00		50以下		50以下
	ハウレンソウ (露地栽培)	国分寺市内農家	5月11日10:00		50以下		50以下
	ハウレンソウ (露地栽培)	国立市内農家	5月18日10:00		50以下		50以下
	ハウレンソウ (露地栽培)	武蔵村山市内農家	5月18日10:00		50以下		50以下
	ハウレンソウ (施設栽培)	瑞穂町内農家	5月18日10:00		50以下		50以下
	コマツナ (露地栽培)	国立市内農家	5月18日10:00		50以下		50以下
	コマツナ (施設栽培)	武蔵村山市内農家	5月18日10:00		50以下		50以下
	アシタバ (露地栽培)	大島町内農家	5月10日 9:00		ND		30
	アシタバ (露地栽培)	神津島村内農家	5月16日 9:00		ND		ND
	アシタバ (露地栽培)	八丈町内農家	5月16日 9:00		ND		ND
	生茶葉 (露地栽培)	瑞穂町内農家	5月15日15:00	設定なし	ND	369	
	荒茶飲料 (露地栽培)	瑞穂町内農家	5月13日10:00	300	ND	25	
荒茶飲料 (露地栽培)	武蔵村山市内農家	5月13日10:00	ND		ND		
荒茶飲料 (露地栽培)	東大和市内農家	5月15日10:00	ND		17		
煎茶飲料 (露地栽培)	瑞穂町内農家	5月13日10:00	ND		10		
煎茶飲料 (露地栽培)	武蔵村山市内農家	5月 6日10:00	ND		ND		
煎茶飲料 (露地栽培)	東大和市内農家	5月13日10:00	ND		29		

試験研究機関 注2	コマツナ（露地栽培）	農総研（江戸川分場）注1	3月20日 8：00	東京都立産業技術研究センター	2,000	500	230	54	
	コマツナ（施設栽培）		3月20日 8：00				363		31
	ワケネギ（露地栽培）		3月20日 8：00				204		ND
	ワケネギ（露地栽培）	農総研（立川庁舎）	3月19日 18：00				648		11
	コマツナ（露地栽培）	農総研（江戸川分場）	3月23日 12：00				1,700		890
	コマツナ（施設栽培）		3月23日 12：00				680		29
	ワケネギ（露地栽培）		3月23日 12：00				300		33
	ワケネギ（露地栽培）		農総研（立川庁舎）				3月23日 11：00		440

注1：農総研は、公益財団法人 東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センターを指す

注2：試験研究機関で栽培している農産物は市場へ出荷していません

## 2 畜産物の結果

品目	採取場所	採取日時	検査機関	検査結果【放射能濃度 (Bq/kg)】			
				放射性ヨウ素		放射性セシウム	
				暫定規制値	実測値	暫定規制値	実測値
原乳注	農総研（青梅庁舎）	3月19日 9：00	東京都立産業技術研究センター	300	46	200	ND
原乳	農総研（青梅庁舎）	3月23日 9：00			25		ND
原乳	八王子市内酪農家	5月18日10：00			ND		ND

注：農総研（青梅庁舎）の原乳は市場出荷しております

## 3 水産物の結果

品目	採取場所	採取日時	検査機関	検査結果【放射能濃度 (Bq/kg)】			
				放射性ヨウ素		放射性セシウム	
				暫定規制値	実測値	暫定規制値	実測値
ン	波浮港（大島町）	3月29日	水産総合研究センター	2,000	ND	500	ND
クトコシ	波浮港（大島町）	3月30日			ND		ND
トリ	利島港（利島村）	4月3日			4.91		ND

## 4 林産物の結果

品目	採取場所	採取日時	検査機関	検査結果【放射能濃度 (Bq/kg)】			
				放射性ヨウ素		放射性セシウム	
				暫定規制値	実測値	暫定規制値	実測値
原シタケ（施設栽培）	八王子市内生産者	4月27日 9：00	東京都健康安全研究センター	2,000	50以下	500	50以下
原シタケ（施設栽培）	日の出町内生産者	5月11日 9：00			50以下		50以下

## 5 牧草等の結果

品目	採取場所	採取日時	検査機関	検査結果【放射能濃度 (Bq/kg)】			
				放射性ヨウ素		放射性セシウム	
				暫定規制値	実測値	暫定規制値	実測値
エン麦	農総研（青梅庁舎）	5月13日15：00	農林水産消費安全技術センター	70	10未満	300	20

### ○ 食品の暫定規制値について

飲料水（ペットボトル入りミネラルウォーターなどの製品）や食べ物に含まれる放射性物質については、原子力安全委員会が設定した指標を基に、厚生労働省において「暫定規制値」が定められ、これを上回る食品については、食用に供されることがないように、食品衛生法において規制されています。

現在、一部の地域において検出されている放射性ヨウ素と放射性セシウムに関する「暫定規制値」は、以下のとおりです。

対象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種： $^{131}\text{I}$ ）
飲料水	300 Bq（ベクレル）／Kg
牛乳・乳製品（注）	
野菜類（根菜、芋類を除く。）	2000 Bq（ベクレル）／Kg
魚介類	

（注）100Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること

対象	放射性セシウム
飲料水	200 Bq（ベクレル）／Kg
牛乳・乳製品	
野菜類	500 Bq（ベクレル）／Kg
穀類	
肉・卵・魚・その他	

### ○ ベクレルとシーベルトについて

ベクレル（Bq）とは、放射能の強さを計る単位であり、単位時間に原子核が崩壊する数を表したものです。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が崩壊して放射線を出す放射能の強さを言います。

一方、シーベルト（Sv）とは、人間が放射線を浴びたときの影響度を示す単位です。ベクレルからシーベルトには、以下の式で換算できます。

$$\text{mSv（ミリシーベルト）} = \text{Bq（ベクレル）} \times \text{実効線量係数}$$

注：実効線量係数とは、放射能の単位であるベクレルから生体影響の単位であるミリシーベルト（シーベルトの1/1000）に換算する係数。核種（セシウム137等）や摂取経路によりICRP（国際放射線防護委員会）等で示されており、セシウム137の場合、 $1.3 \times 10^{-5}$ とされています。